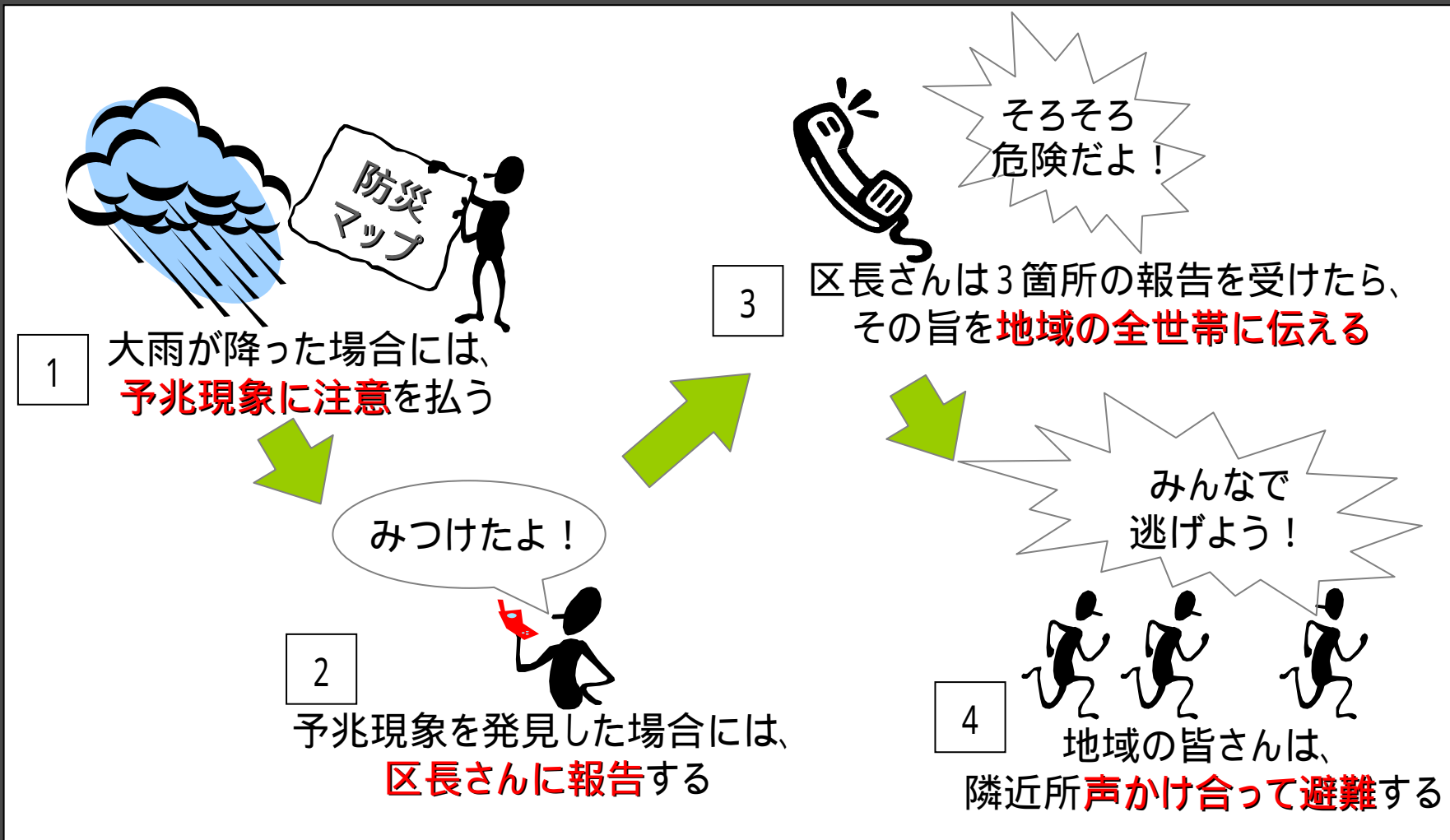


# 自主避難体制の検討

できあがった防災マップを活用した、  
土砂災害発生危険時における**自主避難ルール**を作成



# 完成した避難マニュアル

防災マップと一緒に、  
栗沢地区の全世帯に配布

## 栗沢地区自然災害等避難マニュアル

### 栗沢区

#### 1・趣旨

自然災害（豪雨、地震、豪雪等）発生の恐れが生じた時は、栗沢地区防災マップ及び本マニュアルに沿って対応し、地区内から人身災害を出さない事を理念とする。

#### 2・役員体制

・災害対策本部長	当該年度の区長
・ 〃 副 〃	〃 代理
・ 〃 副 〃	当該年度消防団
・ 〃 部 員	〃 各組長
・ 〃 〃	〃 婦人会支部長

#### 3・災害時避難場所

災害時の避難場所は、過去の歴史的な自然災害現象事例の検証から最も安全性の高い場所として栗沢会館周辺が最良なので、避難場所は栗沢会館とする。

尚、小向地区については、災害状況によって小向不動尊、及び奥利根スキー場等も避難場所とする。

#### 4・住民個々の異常時の点検確認及び連絡体制

イ、 長期に渡る大雨や短期間の集中豪雨、地震等で自然災害発生の恐れが生じた時は、各自、家の近辺を身辺に注意しながら点検確認をする。

ロ、 点検確認の結果、マップに記載してある前触れ現象、沢の水位が急になる、大きい石が転がる等の事例を確認したら、直ちに区長（本部長）に連絡すると同時に隣近所に声をかける。

尚、緊急を要すると思われる時はその時点で自主避難する。

ハ、 豪雪による災害発生の恐れが生じた時は、その具体的な状況を報告する。

#### 5・災害本部長（区長）の対応

本部長は、事前に各組別の居住者を把握しておき、それを部員（組長）に徹底し避難時に取り残しの無いようにする。

イ、 地区住民から、災害の前触れ現象の情報が一つでも寄せられたら各役員に連絡し、注意と待機を要請する。

ロ、 地区住民から、災害の前触れ現象の情報が三つ寄せられたら直ちに各役員に連絡し、住民に対して自主避難の手配をする。  
同時に災害対策本部を栗沢会館に設置し役員を招集する。

ハ、 豪雪等による災害の恐れは、その状況により判断する。

#### 6・住民の対応

自主避難要請が発令されたら、隣近所に声を掛け合いながら直ちに指定の場所に避難する。

特に高齢者及び子供の避難は、近隣者が協力して行い、逃げ遅れの無い様に注意する。

#### 7・避難訓練

突然の自然災害に何時でも冷静な対応が出来るように、防災マップ及び本マニュアルに添った避難訓練を、毎年学校の夏休み期間中に実施する。

日程、訓練方法等については事前の区役員会議できめる。

※ その他、火災事故についても本マニュアルに該当する箇所は、これに準じて対処する。

#### 特記事項

本マニュアルは、住民総意の元に決定作成されたものである。

しかし、予測される災害等緊急時にマニュアルに添って避難指示を発令自主避難を要請したとしても、法律的な拘束力に基づくものではなく、厭くまでも自己責任においてなされるものである。

従って、避難の際に事故等が生じたとしても当該役員に対する責任は一切生じない事を総意の確認とする。

平成18年3月 31 日 決定